

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金支給申請書
（移住就業支援事業及び移住創業支援事業）

岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金（移住就業支援事業及び移住創業支援事業）
の交付について、次のとおり申請します。

1 申請者

申請者氏名	⑩	生年月日	年 月 日
住 所	〒	連絡先	
<事業区分> ※該当するものに☒チェックしてください。 1 ☐就業 / ☐就業（専門人材） / ☐創業 2 ☐単身世帯 / ☐2人以上の世帯			
(フリガナ) 世帯員の氏名	続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	岩国市における新たな 勤務先（学校）の名称
1		年 月 日 (歳)	
2		年 月 日 (歳)	
3		年 月 日 (歳)	
4		年 月 日 (歳)	
5		年 月 日 (歳)	

<裏面もあります>

2 各種確認事項（該当するものに○を付けてください。）

別紙「補助金申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約 する	誓約 しない
別紙「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について	同意 する	同意 しない
申請日から5年以上継続して、岩国市に居住し、かつ、就業又は創業を行う意思があることについて	誓約 する	誓約 しない
世帯員が本市及び他の市町が行う同様の補助金の交付を過去10年以内に受けていないことについて	誓約 する	誓約 しない

3 添付書類

(1) 全員が提出必須の書類

- ☐ 写真付き身分証明書の写し
- ☐ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類）
- ☐ 世帯員の転入後の住民票の写し
- ☐ 移住就業支援事業にあっては補助対象者の就業証明書（様式第2号）、移住創業支援事業にあっては創業補助金の交付決定通知書の写し
- ☐ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（様式第3号）
- ☐ 世帯員の市税の滞納がないことを証する書類
- ☐ その他（ ）

(2) 東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内に通勤していた者に限り提出が必要な書類

- ☐ 東京23区内での就業実績証明書（様式第4号）
- ☐ 雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類

(3) 東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主に限り提出が必要な書類

- ☐ 履歴事項全部証明書又は開業届の写し等（移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類）

(4) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した者に限り提出が必要な書類

- ☐ 卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）
- ☐ 東京23区内での就業実績証明書（様式第4号）
- ☐ 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(5) 移住元対象地域の大学等に通学し、移住元対象地域の企業等に就職した者に限り提出が必要な書類（移住創業支援事業に限る。）

- ☐ 卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）
- ☐ 移住元対象地域での就業実績証明書（様式第4号の2）
- ☐ 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

様式第 1 号別紙

1 補助金申請に関する誓約事項

- (1) 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」若しくは「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」又は「岩国市移住就業・創業等支援事業」に関する報告又は立入調査について、山口県又は岩国市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業実施要領」又は「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」及び「岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金交付要綱」に基づき補助金の全額又は半額を返還します。
- ア 全額の返還
- （ア） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （イ） 事業の遂行に関し、岩国市から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。
- （ウ） 申請日から3年未満で市外に転出したとき。
- （エ） 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき（移住就業支援事業に限る。）。
- （オ） 公益財団法人やまぐち産業振興財団から交付決定を受けている「やまぐち創業補助金」の決定を取り消されたとき（移住創業支援事業に限る。）。
- イ 半額の返還
- 申請日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

2 個人情報の取扱いについて

山口県及び岩国市は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」並びに「岩国市移住就業・創業等支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び岩国市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。